



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月16日金曜日 第1914号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則.....	1245
告 示	
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1248
市営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	1248
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	1248
保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	1248
建設業者の許可の取消し.....	1250
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1251
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	1252
道路の区域変更（県道岩城環状線）.....	1252
道路の供用開始（県道粟井浅海線）.....	1252
道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）.....	1252

道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	1253
道路の供用開始（県道大洲長浜線）.....	1253
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	1253
道路の供用開始（県道内子双海線）.....	1253
道路の区域変更（県道美川小田線）.....	1253
道路の供用開始（県道広見吉田線）.....	1254
落札者等の告示.....	1254

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）.....	1254
--------------------------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第47号

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県水道条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

(表)

愛媛県水道条例検査証

様式第6号(第11条関係)

(裏)

第 号

年 月 日交付
年 月 日まで有効

写 真

職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第11条第1項の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。

愛媛県知事



愛媛県水道条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第11条 知事は、必要があるときは、水道設置者から工事の施行状況若しくは管理状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして、水道の工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査を行なう場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

注 この用紙は、日本工業規格 A 6 の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県水道条例施行規則様式第6号の規定による職員の身分を示す証明書は、改正後の愛媛県水道条例施行規則様式第6号の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市橘土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・向原下池地区）の施行を平成19年11月2日認可した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・白井谷地区）の施行に平成19年11月2日同意した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音地地区）の施行に平成19年11月2日同意した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・元宗地区）の施行に平成19年11月2日同意した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・生田地区）の施行に平成19年11月2日同意した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・新田地区）の施行に平成19年11月2日同意した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・父野川中地区）の施行に平成19年11月2日同意した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1736号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

- 大洲市肱川町予子林6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、13、14の1、16の1、18の1、28の1、29、30の1、30の2、35の1、36の1、40の1、40の2、41の1から41の3まで、43から47まで、49、50の1、50の2、51、52、53の1、53の2、54、55、57、58、59の1、60の1、62、66、122の1、124、128の1、129の1、131の1、133、134、135の1、137の1、138の1、141、142の1、149、151、152、154、157、159、160の1、179の1、182の1、183、326から328まで、331、333から335まで、336の1、336の2、337から339まで、341の1、343の1から343の3まで、344、345、346の1、346の2、347の1、347の2、348から351まで、354の1、354の2、355、356の1、356の2、358、359の1、359の2、360、361、362の1から362の3まで、363の1、363の2、364の1、364の2、365から367まで、369の3、370、371の1、371の2、373、376の1、377、378、384の1、385、386の1、386の2、387の1、387の2、388、389、390の1、395から397まで、403から408まで、409の1、410の1、438の1、446、447、449、452から461まで、462の1、463、464の1、468の1、469の1、470、471の1、472の1、475の1、476の1、478の1、479、480の1、481から483まで、485、492、494から498まで、499の1から499の8まで、508、509、519、520、521の1から521の3まで、522、523の1、524の1、524の2、525から527まで、529から531まで、533、535、541、543、548、549、550の1、555から558まで、567、569、570の1、572、573、576から578まで、581、583から591まで、592の1、592の2、593から600まで、602、616、635、636、643、648の1、648の2、649、650、653の1、654の1、655の1、658の1、659の1、

659の3、660から662まで、1161、1536の1、1536の2、1537、1538、1540、1548、1549、1551、1573から1575まで、1576の1から1576の4まで、1577から1582まで、1583の1から1583の3まで、1588、1590、1592、1593、2133、2701の2、2802の1、2802の2、2803の1、2803の2、2803の4、2804、2806、2807の1、2807の2、2809の1、2809の2、2810、2811の1、2811の2、2818の1、2820、2829、2830の4から2830の8まで、2831から2833まで、2835、2836の1、2836の2、2842、2843の1、2844の1、2844の2、2847の1、2848、2849、2850の1、2850の2、2851の1、2851の2、2852の1、2852の2、2854の1、2855、2857から2859まで、2860の1、2860の2、2861から2872まで、2874、2875、2876の1、2878、2880、2882の1、2882の2、2885の1、2887、2891

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市河辺町北平1、4、6から17まで、20、25、43、44、52、55、58、60、83、99、100、102の1、110の1、110の2、111の1、112の1、117、122の1、123の1、128、130、135、137、139、152、163、164、168、180から182まで、184、186から188まで、191、195、196、198から201まで、205から208まで、215、216、218、246、249、570から573まで、576から582まで、585、587から593まで、595から598まで、600、601、608の1、610、613、614の1、618の1、629の1、633の1、773、779から785まで、788から790まで、802から805まで、807、810、838、839、842、989、991、992、994、1007、1009から1014まで、1016、1017、1023、1025から1030まで、1032から1035まで、1037から1042まで、1044から1047まで、1049から1052まで、1054から1070まで、1072、1074、1076、1077、1079、1080、1090から1100まで、1120、1126から1129まで、1134、1138から1142まで、1145、1147、1154の1、1157の1、1233、1234、1250、1251、1263、1265、1267、1269、1281から1293まで、1295から1297まで、1377、1380、1381、1389から1392まで、1394、1410、1411、1413から1418まで、1422から1429まで、1432から1434まで、1443、1444、1446、1447、1449から1454まで、1461、1465から1468まで、1472から1475まで、1477から1481まで、1483から1491まで、1497、1498、1500から1503まで、1506から1508まで、1526、1543から1553まで、1555、1559から1563まで、1565から1572まで、1574から1578まで、1584、1596、1597、1599、1600、1615から1618まで、1640、1645から1647まで、1649の1、1650の1、1651、1662の1、1662の2、1663、1701、1707から1711まで、1721、1724、1726、1727、1729、1730、1735、1738、1739、1741、1742、1751から1756まで、1758、1759、

1915、1917、1920、1923、1925、1928、1929、1979から1992まで、1997から2002まで、2005から2008まで、2011、2021、2022、2028、2086、2114から2116まで、2119から2123まで、2125、2131、2136、2141、2147、2149、2157、2225、2231から2233まで、2236、2237、2241、2288、2292、2294の1、2308から2311まで、2320、2325、2327、2331、2332、2337、2397から2403まで、2405、2411、2418から2420まで、2425、2427、2441の1、2442の1、2497、2498、2500から2510まで、2521、2522、2532、2534、2536、2537、2540から2543まで、2547、2548、2551から2555まで、2563、2565、2587、2590、2610、2616、2619、2629、2665から2670まで、2673、2674、2685、2687、2688、2696、2702、2705、2710から2713まで、2716、2740、2754、2755、2788、2789、2804、2806、2808、2809、2812、2825、2827、2830、2833から2839まで、2846、2855、2858、2889の1、2889の2、2890、2896、2967から2969まで、2973、2974、2993から2998まで、3004から3007まで、3009、3010、3014、3015、3017、3018の1、3019の1、3300、3301、3319から3324まで、3465、3476、3477、3479、3481の1、3483の1、3485、3486、3489、3490、3491の1、3495の1、3497の1、3507の1、3508の1、3509の1、3510、3511の1、3512の1、3513、3514、3515の1、3516の1、3529の1、3530、3537、3538、3606、3630、3632から3635まで、3667、3700、3703から3706まで、3708、3713から3720まで、3726、3730、3733、3735、3736、3739、3740、3752、3756から3758まで、3763、3764、3767から3769まで、3829、3831、3832、3834、3884から3886まで、3892から3894まで、3898、3904から3906まで、3908、3913から3916まで、3925、3930から3932まで、3935、3936、3941、3951から3953まで、3955から3957まで、3959、3964、3971、3972、3997、4004、4005、4011から4013まで、4019、4020、4062から4064まで、4071から4073まで、4075、4076、4078から4081まで、4115から4117まで、4121、4122、4125から4137まで、4140から4146まで、4149から4151まで、4156から4162まで、4166、4167、4173、4177から4180まで、4182、4183、4185、4186、4188から4192まで、4194、4200から4222まで、4228、4229、4235の1、4235の2、4236、4238、4239、4241から4248まで、4250から4258まで、4263、4270、4272から4279まで、4282から4287まで、4297から4303まで、4305、4308から4310まで、4312から4314まで、4317、4318、4338、4341、4349、4350、4354、4355、4357、4360から4362まで、4364、4367、4368、4370、4373から4375まで、4382から4384まで、4388、4391から4397まで、4399から4421まで、4423、4424、4429、4435、4437、4438、4442、4464、4466から4472まで、4475、4478、4479、4481、4484、4485、4487から4498まで、4502、4524、4526から4528まで、4552、4561、4562、4574、4582、4589、4631、4632、4693、4719、4720、4745、4746、4760、4765から4770まで、4777、4780、4790、4792、4793、4797から4799まで、4801から4804まで、4810、4811、4813から4815まで、4817、4818、4820、河辺町三嶋3018、3019、3023、3075から3083まで、3085から3088まで、3092から3094まで、3097から3100まで、3113から3123まで、3125から3145まで、3147、3148、3150、3152、3154、3155、3158、3160、3162から3170まで、3174から3176まで、3178から3180まで、3182、3183、3186、3188から3195まで、3197から3202まで、3208から3210まで、3212から3216まで、3218、3220から3223まで、3230から3233まで、3236、3238から3244ま

で、3248、3250から3262まで、3264から3278まで、3280から3282まで、3285、3287、3289、3290、3292、3293、3296、3298から3307まで、3310、3312、3313、3318、3321から3325まで、3340、3342、3358から3360まで、3363、3365から3367まで、3370から3372まで、3374、3376、3377、3385、3415、3424から3426まで、3437から3440まで、3443、3444、3446、3452、3570、3574、3581から3583まで、3587、3590、3591

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1737号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町大谷4169の1、4169の2、4170、4171、4180、4182の1、4183、4184、4200から4204まで、4208、4209、4212から4214まで、4217の1、4217の2、4218、4220から4222まで、4224、4225、4250

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市長浜町下須戒甲987、甲989、甲990の1、甲991、甲992の2、甲993、甲997、甲1000の1、甲1002、甲1006から甲1009まで、甲1011、甲1014、甲1018、甲1021から甲1023まで、甲1025、甲1026、甲1036、甲1040、甲1042、甲1043、甲1048から甲1050まで、甲1052、甲1053、甲1058、甲1059、甲1063、甲1068の2、甲1068の3、甲1069、甲1070、甲1075の1、甲1075の3、甲1076の1、甲1076の2、甲1077の1、甲1078、甲1080の1、甲1080の2、甲1085、甲2745、乙380、乙381、乙383、乙384の1、乙385の1、乙385の2、乙390、乙393の2、乙396から乙398まで、乙407、乙412の1、乙412の2、乙413、乙418の1、乙418の2、乙419、乙436の1、乙437、長浜町穂積甲29、甲39、甲41、甲47、甲50の1、甲53、甲55、甲66、甲67、甲70、甲76、甲80、甲82、甲84、甲89、甲94、甲96、甲97の3、甲98の1、甲98の2、甲99の1、甲100から甲102まで、甲105、甲108から甲114まで、甲117、甲122、甲124、甲127、甲131、甲134、甲141、甲143、甲146、甲148、甲253、甲254、甲307、甲310、甲312、甲574、甲1207、甲1219、乙192の2、乙196、乙204、乙207の1、乙207の2、乙208、乙209、乙213の2、乙214、乙217、乙222、乙223の1、乙223の2、乙229から乙231まで、乙234の1、乙234の2、乙235、乙237、乙238、乙239の1、乙244の1、乙256の1、乙256の3、乙257、乙258の1、乙260、乙261、乙266、乙269、乙271、乙281の1、乙282、乙283、乙289の2、乙290、乙300、乙376の2、乙376の4、乙381、乙383の1、乙383の2、乙387、乙391、乙578

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1738号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-19)第790号	平成19年4月3日	(有)門田建設	門田 真一	西予市宇和町れんげ965-40	平成19年10月1日	建築工事業 大土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-16)第9719号	平成17年1月27日	兵頭工務店	兵頭 俊雄	宇和島市和豊中町1-3-24	平成19年10月1日	建築工事業	建設業の廃止

(般・特 - 16)第7035号	平成17年 2月5日	(株)号ヤ組	浅海 博義	今治市上浦町瀬戸3263 - 1	平成19年 10月2日	建築工事業 管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15)第15366号	平成15年 7月23日	共立電気計装(株)	楠岡 茂幸	東温市下林甲1861 - 40	平成19年 10月3日	電気工事業	建設業の廃止
(特 - 18)第2968号	平成19年 1月9日	梶原建設(有)	梶原 勝重	西宇和郡伊方町田部766	平成19年 10月9日	土工事業 とび・土工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般 - 15)第14067号	平成15年 7月31日	大樹産業(有)	倉橋 義広	松山市天山3 - 6 - 14	平成19年 10月11日	造園工事業 さく井工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第1586号	平成19年 9月25日	松下建設(株)	松下 長生	松山市堀江町甲1799	平成19年 10月16日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第11031号	平成17年 11月21日	水島建設	水島 彬晴	今治市町谷甲245 - 1	平成19年 10月16日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第2761号	平成18年 3月11日	(株)曾我部組	曾我部栄治	四国中央市土居町入野23 7 - 2	平成19年 10月18日	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第5890号	平成17年 12月27日	(有)久万建設	大野 匠未	上浮穴郡久万高原町菅生 2 - 1954	平成19年 10月19日	土工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第12316号	平成18年 7月28日	(株)内海リース	植村 淳嗣	四国中央市妻鳥町1160	平成19年 10月19日	とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第1957号	平成14年 11月9日	平岡工務店	平岡孝次郎	松山市立花5 - 2 - 21	平成19年 10月23日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第2251号	平成14年 12月10日	小原工務店	小原 政幸	松山市土居町758	平成19年 10月23日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 19)第1255号	平成19年 7月28日	(株)石丸建設	石丸 健次	松山市善応寺甲1194 - 2	平成19年 10月26日	土工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第5624号	平成18年 1月16日	(株)重松工務店	重松 幹雄	今治市吉海町福田2279 - 1	平成19年 10月26日	土工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第13259号	平成17年 12月11日	(有)中村土木	中村多加吉	今治市阿方甲595	平成19年 10月26日	土工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第15243号	平成15年 2月7日	(有)KOM	加藤 博一	大洲市長浜町沖浦甲63 - 13	平成19年 10月31日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1739号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年11月16日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷 164 番地

代表者 西条市長 伊藤 宏太郎

西条市大町 244 番地の 4

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

西条市ひうち字西ひうち 7 番 7、7 番 6 及び 7 番 16 の地先公

有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(D.L.+3.40メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院「ひうち緑地」四等三角点)は、北緯33度56分15秒8675、東経133度12分15秒3700の地点

6の地点は、基点から真北295度06分06秒1.59425メートルの地点

7の地点は、6の地点から真北343度53分35秒50.11メートルの地点

5の地点は、7の地点から真北74度01分23秒157.65メートルの地点

(3) 面積

1 工区 7,891.31平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年3月29日 愛媛県指令17港第685号

4 しゅん功認可年月日

平成19年11月16日

○愛媛県告示第1740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠岨峨藪352番23から 同字352番36まで	旧	メートル 3.0～23.0 11.0～40.8	キロメートル 0.770 0.550	
			新	11.0～40.8	0.550	
"	"	新居浜市大永山字土ノ峠岨峨藪352番36から 同字352番38地先まで	旧	4.0～25.0 12.0～30.2	0.230 0.157	
			新	12.0～30.2	0.157	

○愛媛県告示第1741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5394番4地先から 同町岩城5563番2まで	旧	メートル 5.5～18.5	キロメートル 0.263	
			新	8.4～21.5	0.263	

○愛媛県告示第1742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市苞木甲237番3から 同市夏目甲257番3まで	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字中組丁379番13から 同字丁352番2まで	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田乙354番4から 同市多田乙341番1地先まで 及 び 大洲市多田乙341番1から 同市多田乙341番1地先まで	旧	メートル 5.0~32.6	キロメートル 0.344	
			新	5.8~75.8 及び 17.4~87.0	0.344 0.124	

○愛媛県告示第1745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜字紺屋町甲736番3から 同字甲734番5まで	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山809番7から 同町南山828番2まで	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内820番4から 同町河内829番3まで	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川3991番	旧	メートル 6.0～6.8	キロメートル 0.016	
			新	6.0～67.6	0.016	

○愛媛県告示第1749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下463番3から 同町宮野下451番2地先まで	平成19年11月16日

○愛媛県告示第1750号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
IC免許証記載事項変更装置一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成19年10月31日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	858,690円 (月額)	一般競争入札	平成19年9月21日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年11月6日	特定非営利活動法人 RESCUE911	阿 部 欣 也	八幡浜市真網代字ナカノタ二丙18 8番地	この法人は、八幡浜市の農業者等に対して、農業を中心とした産業の振興に関する事業を行い、地域の活性化と産業の振興に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年11月5日	特定非営利活動法人 マインド	武 田 正 子	今治市旦字柳ヶ下甲287番5	この法人は、主に今治市内の障害のある者に対して、自分らしく地域で生活する事を支援するために日中活動の場や地域とのふれあいの場の提供及び社会参加の促進に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年11月6日	NPO法人 すたあと	花見美枝	大洲市若宮625番地4	この法人は、南予地区の精神障害者の社会参加促進に関する実践を進めていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。